

次により制限付一般競争入札を行うので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和4年8月10日

千歳市公営企業管理者 島倉 弘行

1 入札対象工事

- | | | |
|-----|------|------------------------------------|
| (1) | 工事名 | : (4) スラッジセンター脱水設備機械工事 |
| (2) | 工事場所 | : 千歳市美々758番140 |
| (3) | 工事概要 | 機械設備工事 一式
(汚泥処理設備) |
| | | ケーキホッパ切替弁 6 台 |
| | | 脱水ケーキホッパ 1 式 |
| | | 滑材注入装置 1 台 |
| | | 汚泥圧送配管 2 条 |
| | | 建築工事 一式
(汚泥搬出室) |
| | | コンクリート取壊し 1 式 |
| | | 火災報知器設置 1 式 |
| (4) | 工 期 | 契約締結日から令和6年3月15日まで |
| (5) | 予定価格 | 268,224,000円 (入札書比較価格243,840,000円) |

2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 北海道内に建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事に登録があり、かつ、機械器具設置工事の経営事項審査結果通知書の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (2) 平成24年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁が発注した下水処理場における機械器具設置工事の元請としての施工実績（共同企業体による施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものに限る）があること。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者（申請者と3か月以上の雇用関係があること）を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受注者」という。）でないこと。

- (8) 受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受注者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請

- (1) 入札参加資格審査申請は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）により申請すること。
- (2) 申請者は、配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び資格を確認できる書類（資格証の写し等）、雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出すること。
- (3) 申請者は、CORINS（工事实績情報サービス）登録時の「工事カルテ受領書」等、本工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績を証明できるものを提出すること。
- (4) 申請書は、次のとおり受付ける。
 - ・期間：公告日から令和4年8月25日（木）まで
土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで
 - ・場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局経営管理課総務係
- (5) 申請書等は原則、郵送により提出するものとする。
- (6) 期限までに申請書の提出のない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。
- (7) 資格の審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書（第2号様式）の交付を受けること。

4 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。

ア 期間：令和4年8月30日（火）17時まで

イ 閲覧：千歳市ホームページ内、水道・下水道の入札情報ページで電子閲覧に供する。（パスワード照会書を水道局経営管理課総務係に提出し、パスワードを同係から受け取り後、電子閲覧が可能）

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を提出すること。

ア 期間：入札執行日前々日（休日を除く）の午前10時まで

イ 場所：前項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ

(3) 質疑書は原則、郵送により提出するものとする。

5 契約条項を示す場所

第3項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：令和4年9月1日（木）午後1時10分

(2) 場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局2階会議室

7 入札方法等

(1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し封筒に入れて、原則、郵送により提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

(4) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

8 低入札価格調査制度

本入札は、千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領に基づき、低入札価格を設定する。

9 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

10 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

12 契約書作成の要否

契約書の作成を必要とする。

13 支払条件等

支払条件は、千歳市公共工事前金払事務取扱要綱に基づくものとする。

(1) 前金払

ア 令和4年度：有り 契約金額の4割以内を限度とする。

イ 令和5年度：有り 契約金額の4割以内を限度とし、令和4年度において支払った金額を減じた額とする。

(2) 中間前金払

ア 令和4年度：無し

イ 令和5年度：有り 当該会計年度の出来形部分等に対する請負代金額相当額の2割以内で、前金払と合わせて契約金額の6割を超えないこととする。

(3) 部分払 無し

14 工事完成保証人の要否

工事完成保証人は、必要としない。

15 入札の無効

本工事に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条及び建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

16 その他

(1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。

(2) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であり、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。

(3) 第3項（入札参加資格審査申請）第5号、第4項（設計図書の閲覧等）第3号及び第7項（入札方法等）第1号について、電送によるものは認めない。

(4) 不明な点については、次に照会すること。

千歳市水道局経営管理課総務係 〒066-8686千歳市東雲町3丁目2番地5
電話番号：0123-24-3270（直通） FAX番号：0123-22-8810